

写

8 消安第 1294 号
8 農産第 925 号
令和 8 年 5 月 25 日

各地方農政局消費・安全部長、生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿
(ほか北海道宛て同趣旨の通知を发出)

消費・安全局植物防疫課長
農産局果樹・茶グループ長

令和 8 年の農業生産における果樹カメムシ類の防除の徹底について

本年は、果樹カメムシ類の越冬量が複数の県において平年より多い状況となっており、また、気象庁の長期予報において春先から気温が高く推移するとの予想が示され、地域によっては春の園地への果樹カメムシ類の飛来量が多くなることが懸念されています。このことから、「令和 8 年の果樹カメムシ類の防除について」(令和 8 年 3 月 24 日付け 7 消安第 7703 号、7 農産第 5395 号消費・安全局植物防疫課長、農産局果樹・茶グループ長通知)により、農業者等に対する早期の注意喚起の実施や、基本的な防除対策の周知及び防除指導が図られるよう通知したところです。

5 月 15 日時点の都道府県の発生予報を取りまとめたところ、西日本を中心に多くの県で果樹カメムシ類の発生が多いと予想されており、5 月 21 日時点で 17 府県から注意報が発出されています。また、気象庁の 3 か月予報(5 月 19 日付け)によれば、向こう 3 か月(6 月～8 月)の気温は全国的に高い見込みであることから、果樹カメムシ類の活動の活発化や当年第 2 世代の発生により、果樹カメムシ類の発生量が多い地域においては夏季から秋季にかけても被害の増加が懸念されるところです。

つきましては、本年の果樹カメムシ類による被害の軽減のため、農業者による早期の防除対策が確実に実施されるよう、下記の情報収集・発信の強化や基本的防除対策等の徹底について貴職から管内県に対して通知願います。

記

1. 情報収集・発信の強化

近隣の都道府県における果樹カメムシ類の発生状況及び発生予測に関する情報も踏まえつつ、園地の見回り頻度を高めるとともに、農業者や JA(営農指導員)等からの情報収集の取組をより一層強化すること。果樹カメムシ類の発生量の増加が見込まれる場合は、発

生予察情報等により、普及指導部局と連携して、防除指導情報の農業者等への情報発信を強化すること。

2. 基本的防除対策等の徹底

農業者に対して果樹カメムシ類の習性を周知するとともに、農業者が早期に防除対策を講じるよう、以下の対策の徹底を指導すること。

- (1) 発生予察情報等を参考にしつつ、園地の観察をきめ細かく行い、果樹カメムシ類の飛来が認められた場合は、飛来初期から薬剤散布を実施すること。地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まることから、地域で飛来情報を共有することを通じて防除計画を検討し、可能な限り地域一斉の防除を実施すること。

(留意事項)

- ① 果樹カメムシ類は、集合フェロモンを放出して園地周囲の個体を呼び寄せる性質があるため、園地内での発生を認めたら速やかに薬剤散布を実施すること。
 - ② 風が弱い薄暮期や夜間であって、気温が高い場合には、果樹カメムシ類は活発に活動するため、夕方に薬剤散布を行うこと。
 - ③ 残効性の長い薬剤を選択すること。また、防除期間の長期化に備えて薬剤の在庫量に注意すること。
 - ④ 薬剤散布後も園内を観察し、再度飛来を確認した場合は既散布薬剤の残効を踏まえながら追加の薬剤散布を行うこと。
- (2) 果樹カメムシ類の発生が多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置を行うこと。施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図ること。なお、既設の防虫ネット又は多目的防災網に破れや隙間がないか念入りに点検を行い、破損がある場合は速やかに補修を行うこと。
 - (3) なし、ぶどう等の有袋栽培の場合、早期に袋かけを行うこと。ただし、袋をかけていても、果実が肥大して袋に密着すると吸汁される場合があるので、注意すること。
 - (4) スギ林やヒノキ林等の山林に隣接している園地では、果樹カメムシ類による被害が多い傾向があることから、特に飛来状況に留意すること。